

第3章 通常点検 (駅舎部点検)

3.1 点検の目的

維持管理業務の一環として管理する駅舎の現状を把握し、安全性や耐荷力・耐久性に影響する損傷を早期に発見することにより、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、点検結果等で得られた情報を蓄積することにより効率的な維持管理を行うことを目的とする。

【解説】

通常点検は、定期点検のインターバルを補完し、これまでに発見された劣化群の劣化進行度合いの確認及び新たな緊急対処箇所を捕捉を目的としている。

通常点検を高頻度を実施することにより定期点検を補完することができ、更なる安全性の確保が可能となる。

3.2 点検の内容と頻度

駅舎及び連絡通路の目視・打診点検を実施する。
また、点検の頻度は1年に1回の頻度で行うことを基本とする。

【解説】

駅舎及び連絡通路の外部パネル及びスパンドレルの損傷、脱落等の目視点検と駅舎及び連絡通路内部の壁ボード、パネル及び天井の損傷、脱落の近接点検および遠望目視（近接困難な箇所）を実施する。

また、1年に1回の頻度で行うことを基本とする。

ただし、環境条件、供用年数、材質、構造形式等により損傷の発生状況は異なるため、各種点検結果や架設状況によっては1年より短い間隔で点検することを妨げるものではない。

3.3 点検体制

点検体制は、2名以上で実施する。

【解説】

基本は2人で点検を実施する。

ただし、屋根の上は3人体制で行い作業責任者として「広島高速交通株式会社」の職員を1人配置する。

3.4 損傷状況の把握

通常点検の結果、損傷を発見した場合は、場所、部位の評価単位毎に損傷の状況を把握する。
この際、損傷状況に応じて、効率的な維持管理をする上で必要な情報を詳細に把握する。
また、点検する主要な場所について表- 3.4.1 に示す。

表- 3.4.1 点検対象

	場所	備
外部	外壁パネル	
	スパンドレル	
	床	
内部	内部壁	
	天井	
	床	

【解説】

点検の結果は、単に損傷の大小という情報だけではなく、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。

一方で、本点検では損傷図は作成しないこととしている。

このため、施設劣化状況を本点検調書上で確認・把握することができるように、損傷状況は損傷写真とともに文章で確実に記録を残すことが重要である。

3.5 点検結果の記録

点検結果の記録は、「駅施設点検表」および「写真帳」に損傷状況を撮影し、劣化の進行状況を記録する。

【解説】

点検の結果は、劣化の進行状況を記録するとともに効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として利用される。

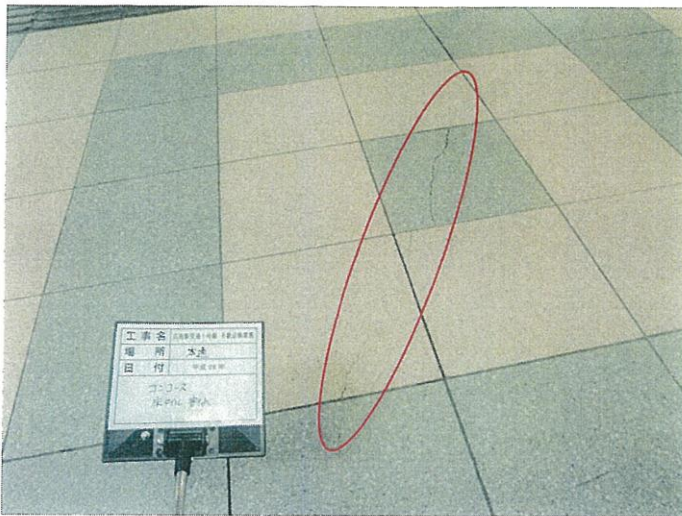
また、記録方法については次頁に記載する。

表- 3.5.1 駅施設点検表 記入例

駅施設点検表

点検日	平成26年 3月 3日			
駅名	広域公園前駅			
	場所	部位	点検結果	
外部	外壁パネル	コンコース上り正面		
		コンコース下り正面	パネル凹み	
		コンコース上り面		
		コンコース下り面		
		連絡通路(上り側)	スプレー跡有り パネル錆(腐食)	
		連絡通路(下り側)		
	スパンドレル	コンコース	破損部分有り	
		連絡通路(上り側)		
		連絡通路(下り側)		
	床	連絡通路(上り側)	床タイル剥がれ多数	
連絡通路(下り側)				
屋根				
内部	内部壁	連絡通路(上り側)		
		連絡通路(下り側)		
		コンコース	壁ボード浮き	
		ホーム		
		階段部	階段部ボード割れ	
		エスカレータ部		
	天井	コンコース		
		階段部		
		エスカレータ部		
		ホーム		
	床	連絡通路(上り側)		
		連絡通路(下り側)		
		コンコース		
		ホーム		
	アクリル板	連絡通路	固定、ゆるみあり	
	その他			

写真- 3.5.1 写真帳 記入例



本通駅

コンコース

床タイル

割れ

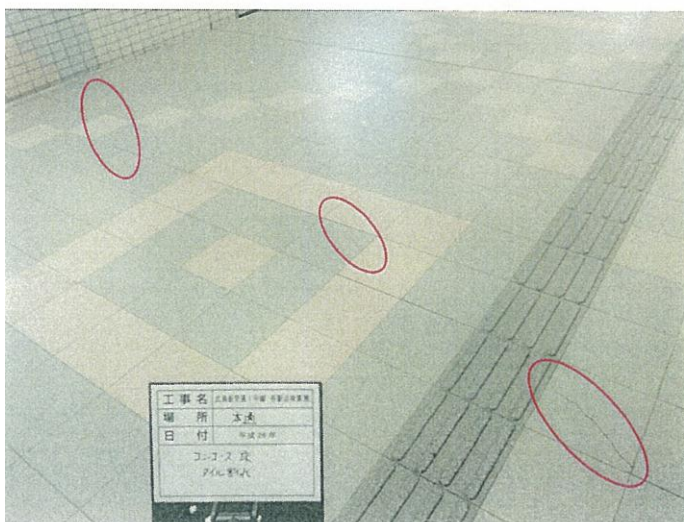


本通駅

コンコース

床タイル

割れ



本通駅

コンコース

床タイル

割れ
